

就職活動について（更新）

～新型コロナウイルス感染予防対策の徹底～

5月25日（月）に新型コロナウイルス特別措置法にもとづく緊急事態宣言が解除されました。一方、6月19日（金）までは県境を越える移動の自粛が求められています。

今後、企業による選考活動が進行し、面談・面接など対面の機会が増えていくことが想定されます。また、それに伴う移動が必要となります。ついては今後も継続して、新型コロナウイルスへの感染を予防するため、必ず以下の方針に従ってください。

1. 就職活動期間中は政府が発表した「新しい生活様式」に従って行動してください。なお、不要不急の外出を控える等、感染予防を徹底してください。自身が感染することにより就職活動が中断し、就職活動期間が長期化してしまうことを念頭に置き行動してください。
2. 志望企業における Web 面談等が可能な場合は、積極的に活用してください。
3. 対面による面談・面接等を求めている志望企業に対しては、企業が所在する地域の感染状況および移動経路を十分検討し判断してください。
4. 必ず、マスクを着用し、3密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を回避する等を意識して行動してください。
5. 自身の行動履歴を記録し、極力、滞在時間を減らし、不要な宿泊等は避けてください。
6. その他、就職活動等に関して悩み等がある場合は、些細なことでも良いので、進路開発センターに相談してください。また、発熱、咳、喉の痛み、味覚・嗅覚異常等の体調不良を感じるときは、自分だけで解決しようとせず、「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート」に沿って相談してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート

URL https://www.kanazawa-it.ac.jp/oshirase/20200512_covid19-flowchart.pdf

本内容に関する問合せ先：進路開発センター 076-294-6700

平日 8:30-17:00 、土曜 8:30-13:00

（日曜・祝日・大学休校日は除く）